## 消費者契約法改正骨子案に対する声明

消費者庁は、消費者契約法の改正骨子案(以下、「本骨子案」という。)を2022年(令和4年)2月1日、明らかにした。本骨子案について、本日、「消費者契約法の改正を実現する連絡会」は、緊急シンポジウムを開催して検討と意見交換をした。その結果を踏まえて、本日以下のとおり声明する。

今回の改正は、平成30年の消費者契約法改正における参議院附帯決議第4項で、2年以内の喫緊の課題として指摘された、高齢者、若年成人等に対する、いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権を設けるべきことが最重要のミッションである。

これを踏まえて設置された消費者契約に関する検討会(以下、「本検討会」という。)が全23回、およそ1年9か月にわたり議論して、報告書が取りまとめられた(以下、「検討会報告書」という。)。

検討会報告書では、不当勧誘の規定として、①困惑類型の脱法防止規定、②消費者の心理状態に着目した規定、③消費者の判断力に着目した規定という、3つの類型の取消権を新たに設けることが提案されていた。しかし、本骨子案では、上記の3つの取消権の規定が全て改正から抜け落ちてしまっている。

また、不当条項の規定についても、検討会報告書では、消費者の解除権の行使を制限する条項等いくつかの不当条項を定めることが提案されていた。しかし、賠償請求を抑制するおそれがある不明確な免責条項(いわゆる「サルベージ条項」の1類型)を除く不当条項の規定が改正の対象から抜け落ちてしまっている。

本骨子案は、国会の附帯決議の求めるミッションを全く実現していない。国会の附帯決議を軽視するものである。

また、検討会報告書が求めた規定の多くが抜け落ちてしまっており、検討会報告書の内容との乖離が著しい。このようなことは、これまでの消費者関連法規の改正においてはなかったことである。本検討会の存在意義が問われることとなっている。

そして、超高齢社会の進展に伴う高齢者被害、本年4月からの成年年齢引き下げに伴う 若年者被害の増加に対応した改正となっていない。

このように本骨子案には問題点が多い。このまま、このような内容で改正がされれば、増加する消費者被害の救済を実現することは到底できない。今後、今回の消費者契約法の改正法律案を取りまとめるに当たっては、少なくとも、検討会報告書が提案した取消権及び不当条項の規定が含められるべきである。

2022年(令和4年)2月19日

消費者契約法の改正を実現する連絡会

世話人 米田 覚(全大阪消費者団体連絡会)

伊藤 陽児 (愛知県弁護士会)

佐々木 幸孝 (適格消費者団体・特定適格消費者団体消費者機構日本)

野々山 宏 (適格消費者団体・京都消費者契約ネットワーク)

藤井 克裕(適格消費者団体・特定適格消費者団体消費者支援機構関西)

五條 操(大阪弁護士会)